

第1章 基本事項の整理

第1節 計画策定と本事業の目的

1 計画策定の趣旨

半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町の2市3町（以下、「2市3町」という。）は、半田市（半田市クリーンセンター）、常滑武豊衛生組合（クリーンセンター常武）、知多南部衛生組合（知多南部クリーンセンター）にて、ごみ処理事業を行ってきた。

愛知県が「ごみ焼却処理広域化計画(平成10年10月 愛知県環境部廃棄物対策課)」を策定したことを受け、広域化計画に知多南部地域として位置づけられた2市3町は、知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議を設置し、平成13年度に「知多南部ごみ処理広域化計画」を策定した。

広域化計画の推進とともに、知多南部地域の各施設の老朽化が進行してきていることから、知多南部地域のごみ処理施設を1施設に集約することにより、安全で安定的なごみ処理事業を効率的に行うことを趣旨として、2市3町は知多南部広域環境組合（以下、「組合」という。）を設立した。

本組合では、平成19年7月の知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議において、新たなごみ処理施設の事業予定地を半田市クリーンセンター敷地内の最終処分場跡地に決定したが、旧法処分場跡地内の廃棄物層保有水の一部から、一般廃棄物最終処分場に適用される廃止基準値を超えるダイオキシン類が検出されたため、事業予定地の代替候補地が存在するのか改めて2市3町で検討することとなった。それを受け、新施設の供用開始時期を5年間延伸し、2市3町で検討した結果、新たな事業予定地として武豊町地内が選定された。

組合は、広域ごみ処理施設の事業予定地の選定結果及び知多南部地域ごみ処理基本計画（平成28年8月）並びに知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（第二期）を踏まえて、知多南部広域環境センター（以下、「環境センター」という。）を整備することを目的に『知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備計画』を策定するものである。

第2節 事業予定地の立地条件

1 環境センター

(1) 立地及び面積

熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設（以下、「環境センター」という）の事業予定地の立地、面積を以下に示す。

- ① 住所：愛知県知多郡武豊町字一号地地内
- ② 敷地面積全体：約 5.0ha

以下に、事業予定地概況図を示す。



図 1-1 事業予定地

(2) 地形・地質

「知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書 平成 27 年 7 月」より、事業予定地の地形・地質を以下に整理する。

1) 地形条件

事業予定地を含む沿岸域の地形は干拓地・盛土地に分類されており、一般国道 247 号の西側には、谷底平野・氾濫平野等の低地と、砂礫台地や段丘面が入り組む地形となっている。なお、「愛知県の自然環境」（平成 12 年 3 月、愛知県）によれば、事業予定地域を含む区域及びその周辺には、特異な地形の分布は報告されていない。

2) 地質条件

事業予定地を含む沿岸域の表層地質は、埋立地で未固結堆積物に分類されている。また、この埋立地の西側は、砂・泥を主とした未固結堆積物の地質となっている。

なお、「愛知県の自然環境」によれば、事業予定地域を含む区域及びその周辺には、特異な地質の分布は報告されていない。

(3) 周辺土地利用状況

事業予定地周辺には、北側には火力発電所、東側には倉庫、西側には武豊町地域交流施設及び武豊町屋内温水プール（仮称）（建設予定）、南側には民間事業所が立地している。



図 1-2 周辺土地利用状況

(4) 敷地周辺設備

以下に事業予定地の敷地周辺設備（電気、上下水道等）を示す。

- ① 電気：特別高圧受電 70kV 1 回線
- ② 用水：上水、工水
- ③ 排水：下水道及び既設雨水排水管（民間事業者所有）（使用に係る内諾済み）
- ④ 燃料：都市ガス（中圧 A）が近隣まで敷設されている
- ⑤ 電話：公道部より引き込み

(5) 都市計画事項

以下に事業予定地の都市計画の指定条件を示す。

- ① 用途地域：工業専用地域
- ② 防火地区：なし
- ③ 高度地区：なし
- ④ 建ぺい率：60%
- ⑤ 容積率：200%
- ⑥ 日影規制：指定なし
- ⑦ 電波伝搬路：なし
- ⑧ 緑化率：20%

(6) 搬入道路計画

以下に事業予定地へのごみ搬入車両が通る道路について示す。



図 1-3 搬入道路計画図

2 中継施設

(1) 立地及び面積

中継施設の事業予定地の立地、面積を以下に示す。

- ① 住所：愛知県知多郡南知多町大字内海字榎木 77-1（知多南部クリーンセンター敷地内）
- ② 敷地面積全体：約 6.9ha

以下に、事業予定地概況図を示す。

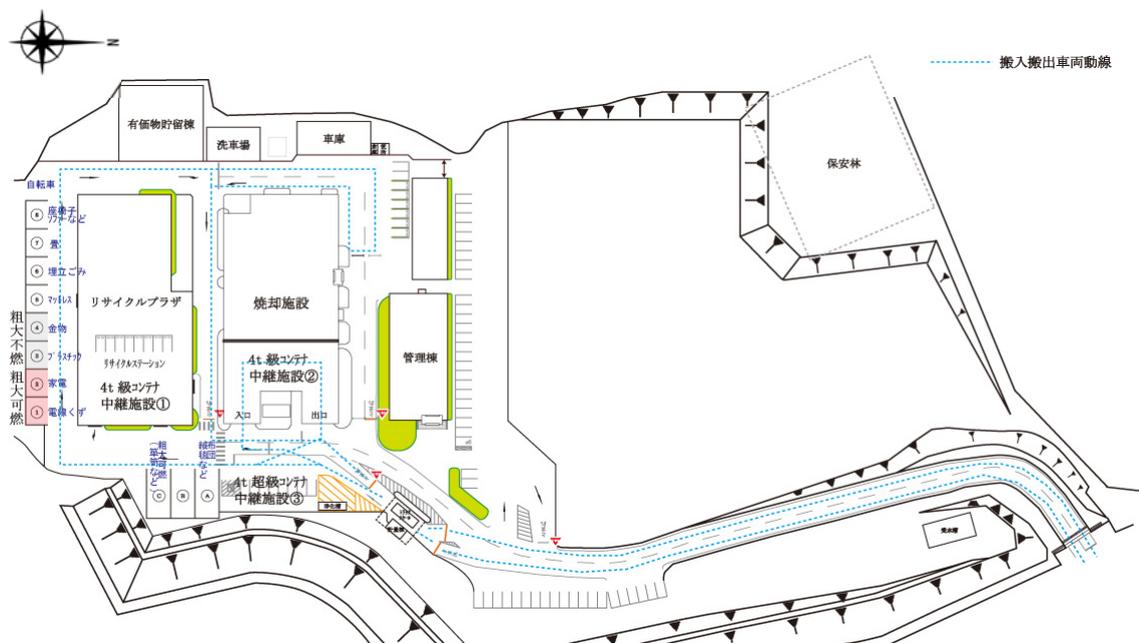


図 1-4 事業予定地

(2) 地形・地質

「ごみ中継施設建設予定地 地質調査 報告書 平成 24 年 2 月」等より、事業予定地の地形・地質を以下に整理する。

1) 地形条件

事業予定地である「知多南部クリーンセンター」は、知多半島南部の丘陵地を開削し形成された平坦面上に設けられている。近郊の道路網としては、直近の東方に県道 52 号(半田南知多線)が北北東～南南西方向に走り、また同様に直近の東方に県道 276 号(奥田内福寺南知多線)が北西～南東方向に走っている(両県道の交差点が直近の東方に存在している)。また、直近の南東方には、二級水系内海川の本流が北北東～南南西方向に流れている。

2) 地質条件

周辺の地質は、基盤を成す領家花崗岩類と新生代の師崎層群・東海層群・段丘堆積物・沖積層などから構成される。師崎層は新生代第三紀中新世の堆積物で、一般に砂岩・泥岩の互層からなり、東海層群は第三紀鮮新世の砂礫・シルト・粘土の半固結堆積物で構成され、沖積層は粘土・シルト・砂などの未固結堆積物で覆われている。

(3) 周辺土地利用状況

知多南部クリーンセンターに最も近い人家は、北西約 50m に位置している。

知多南部クリーンセンターの敷地及び周辺は、市街化調整区域であり、周辺の主な土地利用は田畑や果樹園、道路等である。事業予定地周辺は、農地が広がっている。

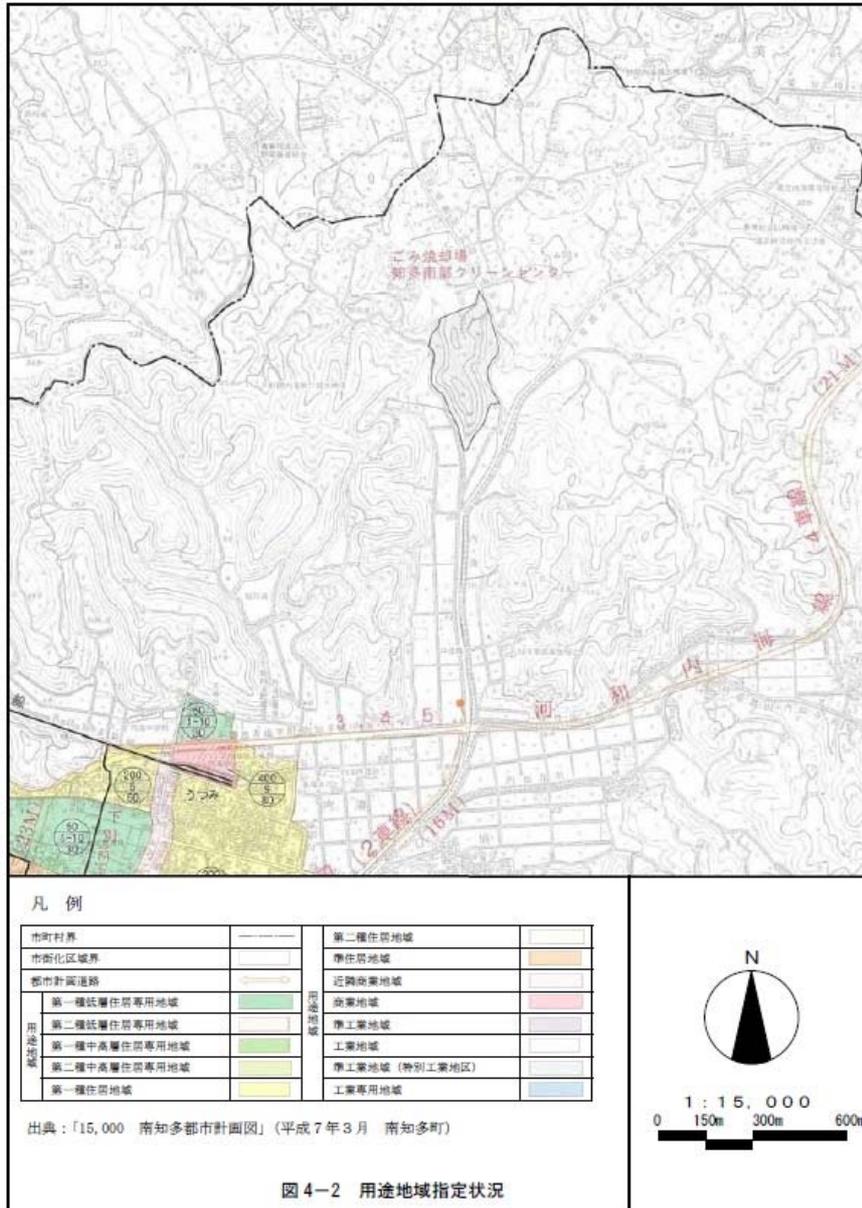


図 1-5 周辺土地利用状況

(4) 敷地周辺設備

以下に事業予定地の敷地周辺設備（電気、上下水道等）を示す。

- ① 電気：高圧
- ② 用水：上水
- ③ 燃料：灯油等（都市ガス敷設なし）
- ④ 電話：公道部より引き込み

(5) 都市計画事項

以下に事業予定地の都市計画の指定条件を示す。

- ① 用途地域：なし(市街化調整区域)
- ② 防火地区：指定なし
- ③ 高度地区：なし
- ④ 建ぺい率：60%
- ⑤ 容積率：200%
- ⑥ 高さ制限：なし
- ⑦ 日影規制：建築基準法第56条の2の規制 敷地境界から10m以内4h・10m超え
2.5h
- ⑧ その他：県立自然公園普通地域

(6) 搬入道路計画

以下に事業予定地へのごみ搬入車両が通る道路について示す。

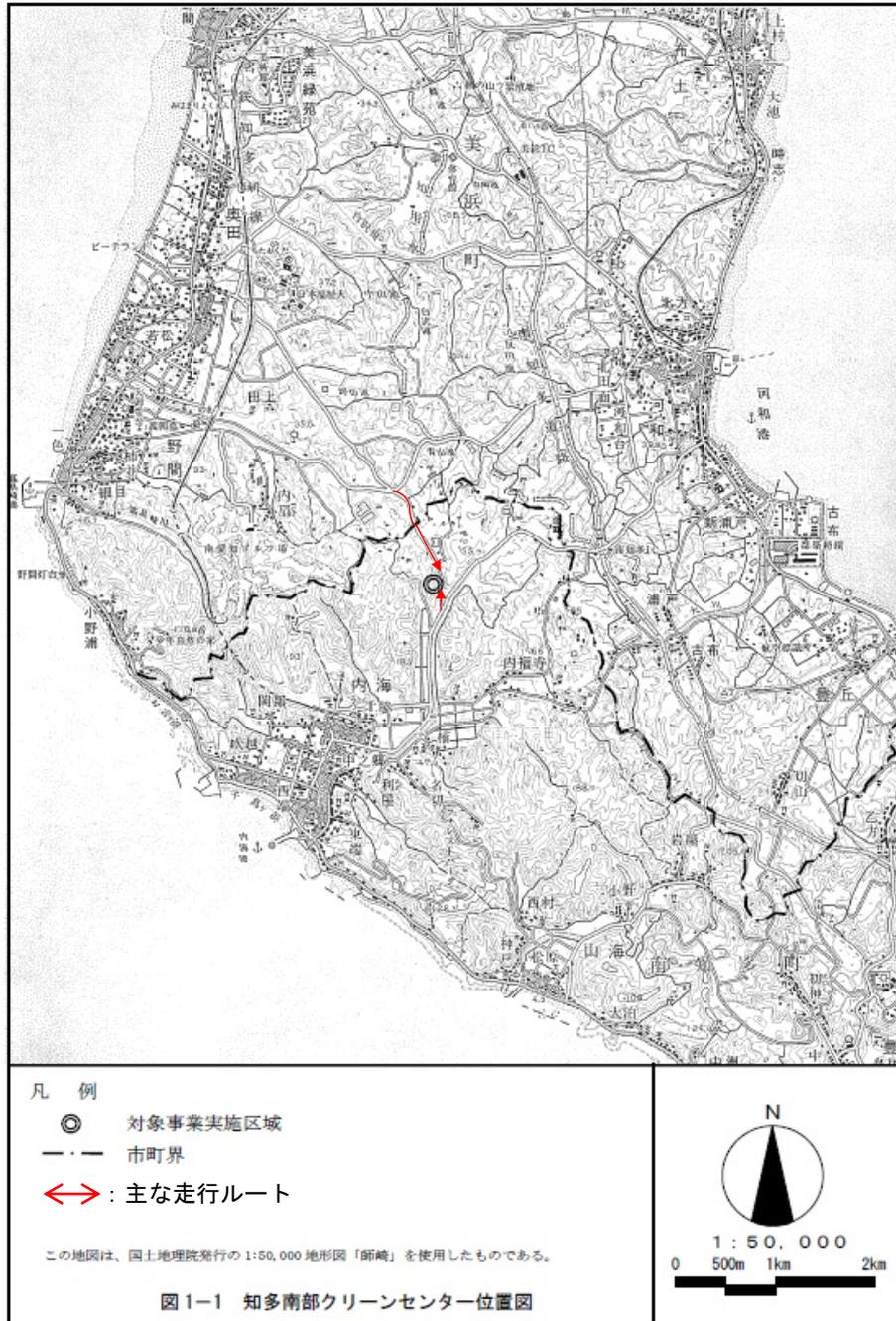


図 1-6 搬入道路計画図

第3節 施設整備の基本的な方向

1 施設整備基本方針

施設整備に係る基本方針は、処理方式選定を柱とした前回計画における施設整備基本方針及びごみ処理基本計画における基本方針を踏まえ、以下のように設定する。

①安全で安心な施設

安全で安定した稼働により適正にごみ処理を行い、事故や運転管理上のトラブルがない施設を目指す。また、多様なごみ質の変化、処理ごみ量の変動にも対応でき、地震、停電等のトラブルが発生した際にも十分対処できる、安全で安心な施設を目指す。

②環境に配慮した施設

ごみ焼却処理施設整備にあたり、法、条例等で定める環境基準を遵守し、可能な限り環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努める。また、周辺環境との景観の調和を図るなど、環境に配慮した施設を目指す。

③循環型社会及び低炭素社会形成の拠点となる施設

ごみ焼却処理に伴って生じる残渣等を適正に処理するとともに、できる限り有用金属の回収を図り循環型社会形成を目指す。また、ごみ焼却過程で発生するエネルギーの効率的な余熱利用を行い、低炭素社会の形成を目指す。

④長期的な運転が可能であり、経済性に優れた施設

ごみ焼却処理施設の整備と併せて、施設稼働後の効率的な運転管理、運転経費の節減を図るとともに、費用対効果を十分考慮した施設を目指す。また、ストックマネジメントの考えに基づき、長寿命な施設としての利用を目指す。

⑤住民に開かれた施設

ごみ処理施設は、ごみ焼却処理を適切に行う一方で、住民が集い、学び、交流のできる機能の導入、また、施設の稼働・ごみ処理の状況などの情報発信、開示等を積極的に行うことで、住民に開かれた信頼性のある施設を目指す。

⑥災害に強い施設

地震・津波等の自然災害や周辺環境保全（海域への影響等）に対し、高い信頼性を確保した堅牢な施設とする。災害廃棄物が発生した際に、運転能力に余力がある場合は可能な限り対応できる施設とする。

2 環境センター整備スケジュール

環境センター整備に係るスケジュールを示す。工期は平成30年8月（予定）から平成34年3月までの4ヵ年継続事業となる。

表 1-1 環境センター整備スケジュール（例）

年 月		平成30年			平成31年			平成32年			平成33年			平成34年								
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
熱 回 収 施 設	設計	■			■																	
	土木建築工事																					
	プラント工事 (試運転含む)																					
ご 不 燃 処 理 粗 施 大	設計	■			■																	
	土木建築工事																					
	プラント工事 (試運転含む)																					

第4節 施設整備に係わる法規制条件

1 関係法令及び条例

(1) 施設の設置、土地利用及び設備等に関する法令

施設の設置、土地利用及び設備等に関する法令を以下に整理する。

表 1-2 施設の設置・土地利用及び設備等に関する法令 (1/3)

法律名	適用範囲等	適用	
		環境 センター	中継 施設
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設（焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上）は本法の対象となる。本施設は上記に該当するため、適用される。	○	△
都市計画法	事業予定地は都市計画区域内であるため、適用される。なお、都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として都市計画決定が必要となる。	○	△
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合は河川管理者の許可が必要となる。事業予定地は河川区域外であるため、適用外である。	×	×
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造が制限される。事業予定地は、急傾斜崩壊危険区域に該当しないため、適用外である。	×	×
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内で対象工事（2mをこえるがけを生じる切土工事、1mをこえるがけを生じる盛土工事等）を実施する場合は本法の対象となる。事業予定地は宅地造成工事規制区域外であるため、適用外である。	×	×
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合は本法の対象となる。事業予定地は海岸保全区域外であるため、適用外である。	×	×
都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新設、改築又は増築をする場合は本法の対象となる。事業予定地は緑地保全区域外であるため、適用外である。	×	×
自然公園法	国立公園、国定公園の特別地域・普通地域において、工作物を新築、改築、増築する場合は本法の対象となる。事業予定地は国立公園又は国定公園に該当しないため、適用外である。	×	△
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合、本法の対象となる。事業予定地は特別保護地区に該当しないため、適用外である。	×	×

○：適用 ×：適用外 △：施設の仕様による

表 1-3 施設の設置, 土地利用及び設備等に関する法令 (2/3)

法律名	適用範囲等	適用	
		環境 センター	中継 施設
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合は本法の対象となる。事業予定地は農地ではないため、適用外である。	×	×
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合は本法の対象となる。事業予定地は港湾区域外であるため、適用外である。	×	×
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合は本法の対象となる。事業予定地は市街地再開発事業の施行地区に該当しないため、適用外である。	×	×
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合は本法の対象となる。事業予定地は土地区画整理事業の施行地区に該当しないため、適用外である。	×	×
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合は本法の対象となる。事業予定地は当該項目に該当しないため、適用外である。	×	×
工業用水法	指定地域内の井戸(吐出口の断面積の合計が6cm ² をこえるもの)により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合は本法の対象となる。事業予定地は指定地域外であるため、適用外である。	×	×
建築基準法	建築物を建築しようとする場合に本法の対象となるため、適用となる。また、用途地域別に建築物の制限がある。焼却施設等の特殊建築物は、都市計画区域内では法51条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。(同条ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合はこの限りでない。)	○	△
消防法	建築物の新築等を行う場合、建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等が不可となる。重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制されており、適用となる。	○	△
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置を行う場合は、本法の対象となるが、事業予定地は対象外。地表又は水面から60m以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要となる。基本的には59m以下となるため、適用外である。	×	×

○：適用 ×：適用外 △：施設の仕様による

表 1-4 施設の設置, 土地利用及び設備等に関する法令 (3/3)

法律名	適用範囲等	適用	
		環境 センター	中継 施設
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mを超える建築物その他の工作物の新築、増築等を行う場合、本法の対象となる。事業予定地は伝搬障害防止区域外であるため、適用外である。	×	×
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合は本法の対象となる。	△	△
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合は本法の対象となる。	△	△
電気事業法	自家用電気工作物（自家用発電設備等）を設置する場合、保安規程や電気主任技術者について国への届出が必要となる。	○	○
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等について、本事業は適用となる。	○	○
工場立地法	製造業、電気・ガス・熱供給業者でかつ、敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上の工場の場合、生産施設の面積や緑地の整備状況について、市町村に届出が必要となる。本施設は生産・加工を実施する施設ではないことから、適用外である。	×	×
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	製造業、電気・ガス・熱供給業者のいずれかの業種に属する工場（特定工場）の設置者は、特定工場の規模、設置する施設の区分に応じて、公害防止統括者、公害防止主任管理者及びこれらの代理者の届出が必要となる。本施設は該当しないため、適用外である。	×	×
景観法	市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に景観地区を定めることができる。事業予定地は景観地区ではないため、適用外である。	×	×
熱供給事業法	複数の建物（自家消費は除く）へ熱を供給し、加熱能力の合計が 21GJ/h 以上の熱供給者が対象となる。本施設は、適用外である。	×	×
エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）	床面積 2,000 m ² 以上の建築物は、第1種特定建築物と規定され、新築、一定規模以上の増改築等を実施する場合、所管行政庁に届出が必要となる。本施設は上記に該当するため、適用となる。	○	△
高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	建築工事をする床面積の合計が 2,000 m ² 以上となる建築物において、バリアフリー化のための必要な基準に適合させる必要がある。本施設は上記に該当するため、適用となる。	○	○

○：適用 ×：適用外 △：施設の仕様による

(2) 環境保全に関する法令

環境保全に関する法令を以下に整理する。

表 1-5 環境保全に関する法令

法律名	適用範囲等	適用	
		環境センター	中継施設
大気汚染防止法	焼却施設であって、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m ² 以上の場合、本法のばい煙発生施設に該当する。	○	×
ダイオキシン類対策特別措置法	工場または事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当たり50kg以上又は火格子面積が0.5m ² 以上の施設で、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出又はこれを含む汚水及び廃液を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○	×
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、都道府県知事が指定する地域では規制の対象となる。また、愛知県の条例も適用がある。	○	○
振動規制法	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、都道府県知事が指定する地域では規制の対象となる。また、愛知県の条例も適用がある。	○	○
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、都道府県知事が指定する地域では規制を受ける。	○	○
水質汚濁防止法	ごみ焼却施設（焼却施設であって1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m ² 以上の場合）から汚水及び廃液を排出する場合、本法の特定施設に該当する。本施設は公共用水域に排水するため適用される。中継施設からは無放流とするため、適用外である。	○	×
下水道法	工場または事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当たり50kg以上又は火格子面積が0.5m ² 以上の施設で、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出又はこれを含む汚水及び廃液を下水道に排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○	×
浄化槽法	浄化槽にて処理し放流する場合、排水基準等が適用される。	○	○
土壌汚染対策法	土地の掘削その他の土地の形質の変更において、対象となる土地の面積が3,000m ² 以上である場合は当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。	○	○

○：適用 ×：適用外